

必携

学生団体に所属する皆さんへ

慶應義塾大学 学生総合センター

この冊子は、塾生の皆さんが学生団体の一員として活動する上での諸注意や、各種手続きについて掲載しています。**回覧するなどして必ず会員に周知してください。**

Web サイトでも閲覧が可能です。

https://www.students.keio.ac.jp/com/life/extracurricular/files/hikkei2023_1.pdf



なお、大学施設の利用方法や、各種申請の期限・手続きは急遽変更する場合がありますので、塾生サイトや学生団体活動支援システムで最新の情報を確認してください。

I. 学生団体の公認審査に関する注意事項 (P. 2～5)

1. 公認申請手続きについて
2. 団体名称について
3. 会長について
4. 学生責任者について
5. 会員資格について
6. 公認団体として認められない主な例
7. 学生総合センター講座「大学生活における責任と危機管理」
8. その他

II. 課外活動上の留意事項 (P. 6～14)

1. 団体の活動の考え方について
2. 学内規則について
3. 会員以外との活動について
4. 不適切な行為への対処について
5. 飲酒について
6. 性加害行為について
7. 日吉駅付近等の公共の場での行動について
8. 早慶戦前夜および当夜の行動について
9. 学園祭における注意事項について
10. 学生団体に対する出演依頼について
11. 学生団体による旅行の主催について
12. 練習・合宿等の活動について
13. 活動中の事故について
14. 定期健康診断の受診、感染症の予防について

III. 学生団体の諸手続きについて (P. 15～18)

1. 学外での諸活動について（学外行事届、海外活動申請書の提出）
2. 学生責任者の交代について（学生責任者変更届の提出）
3. 会長の交代（代行）について（会長変更届の提出）
4. 教室使用について
5. 「日吉塾生会館」等諸施設の使用について
6. 食堂ホールの利用について
7. 学生団体ルーム（部室）の使用について
8. 体育施設について
9. キャンパスへの車両入構について
10. 掲示物の掲出、印刷物配布等について
11. 学生団体宛郵便物の取り扱いについて
12. 各種証明書の発行について

IV. トラブル発生時の連絡体制 (P. 19)

I. 学生団体の公認審査に関する注意事項

以下に公認審査に関する注意事項をまとめましたので、各学生団体は必ず確認してください

1. 公認申請手続きについて

2023 年度の公認申請スケジュールは以下のとおりです。

<スケジュール>

種別 時期	新規公認申請予定 の未公認団体	前年度（2022 年度） 公認団体	全慶連および上部・ 福利厚生等の学生団体
3 月下旬	申請開始		
3 月下旬～ 4 月下旬※①	学生団体活動支援システムにて書類提出		
5 月下旬	面接審査	※下記①	
7/1(土)	審査結果通知 (学生総合センターより郵送)		

※① 継続団体については、特に問題のない場合は書類審査のみとします。指導、処分を受け経過観察中の団体と、その他必要性が認められる団体には面接審査を実施します。面接審査対象の団体へは、申請書類提出受付後に追って通知します。

・② 新年度に「**休会**」または「**廃会**」を予定している学生団体は、4 月 20 日(木)までに活動拠点を置くキャンパスの学生生活担当へ申し出てください。なお、休会の場合でも公認申請は必要となります。

・③ 新規公認申請を予定している未公認学生団体は、申請条件を満たしているか事前に確認してください。

【学生生活「学生団体」(塾生サイト)】

<https://www.students.keio.ac.jp/com/life/extracurricular/club.html>



2. 団体名称について

義塾の学生団体は、その名称に「慶應義塾大学」や「KEIO」などの大学名を使用することはできません。WEB サイト、SNS、パンフレットなどの対外広報においても十分留意し、厳守してください。団体名を表記する際は以下を参考にしてください。

- ・慶應義塾大学公認学生団体 ○○会
- ・慶應義塾体育会 ○○部

3. 会長について

会長は慶應義塾大学の教授、准教授またはこれに準ずる**専任の教員**でなければなりません。会長とは日頃から連絡を取り合い、会長が退職あるいは休職や留学等により指導・監督ができない場合には、別の教員に会長を依頼する、もしくは不在期間のみ会長代行を依頼してください。

会長の変更または代行を立てるにあたっては「**学生団体会長変更届**」の提出が必要です（会長代行期間が終了した場合も変更届の提出が必要です）。→ P. 15 参照

なお、教員 1 名あたりの**会長兼務は 3 団体まで**となりますので注意してください。

4. 学生責任者について

学生団体は、その運営を統括する代表者として「学生責任者」を1名置かなければなりません。学生責任者は、会員と活動の安全確保に努めるほか、会長・大学との連絡窓口となる重要な役職です。

学生責任者の条件は次のとおりです。

- 慶應義塾大学の学部生（正規生）であること。

また、学生責任者が交代する場合、「**学生責任者変更届**」の提出が必要です。→ [P.15 参照](#)

会長および学生責任者は、団体を安全に運営する責任があり、活動中およびそれに付随する準備、移動、飲食、宿泊中等、常に会員と周囲の安全に配慮しなければなりません。

これが不十分であったがために事故が発生した場合「安全への配慮を怠った」として、会員やその保証人（保護者）、被害者等から、**法的／道義的責任を問われる可能性もあります**。会長、学生責任者、そして会員が相互に連携し、事故を未然に防ぐよう最大限努めてください。

5. 会員資格について

学生団体の正会員は、**慶應義塾大学の学部生に限ります**。ただし、大学院生、通信教育課程在学学生は準会員、塾員は特別会員とすることができます。他大学生をはじめ、上記以外の個人は会員として一切認められません。

会員有資格者	会員資格なし（原則、参加不可）
学部生（正会員） 大学院生（準会員） 通信教育課程在学学生（準会員） 別科・日本語教育研修課程学生（準会員） 特別短期留学生（準会員） 塾員（特別会員）	左記以外の者すべて

6. 公認団体として認められない主な例

以下にあてはまる場合、公認することはできません。

- 本塾大学生以外の者が団体に所属、あるいは団体の運営や活動等に参加している場合。
- 活動の内容が学外団体の支部と考えられるものや、自主的かつ独立した活動を行っていない場合。
- 学内で営利活動を行っている場合（学園祭の売店によるものは除く）。
- 活動による収益が一部でも会員個人に配分されている場合や、特定の団体に不当に支払われている場合（当該団体の活動維持、発展のための資金に充てられず、会員個人の所得となる事態がある場合）。
- 活動目的とは全く異なる活動を行っている場合。
- 資格のない者が旅行を企画し、参加者を募集する行為（法律による規制があるため。観光だけでなく、フィールドワーク、ボランティア、社会貢献を目的としたものであっても同様）。
- その他、学生団体として不適切と考えられる活動を行っている場合。

注：公認後にこれらの実態が明らかになった場合、【解散】【公認取り消し】【活動停止】も含めた必要な措置を講じます。

7. 学生総合センター講座「大学生活における責任と危機管理」

大学生活を送る中には、様々なトラブルが潜んでいます。この科目では特に学生が巻き込まれやすいトラブルを取り上げ、各分野の専門家が解説しています。最終テストを含め、オンデマンドでの受講となるため、教室での講義は行いません。履修期限日までに各自で受講を進めてください。

また、「気品の泉源 知徳の模範」という章も用意しています。義塾の創設者である福澤諭吉先生の人物像、理念等をシンプルに説明している章です。この授業を通して塾生としての気品を学び、塾生としての誇りを持ち、安全に大学生活を送ってください。

授業で取り上げるテーマは以下の通りです。シラバスにはテーマの他、授業に関する詳細が書かれていますので、キーワードに「大学生活における責任と危機管理」と入力して検索してみてください。

なお、公認学生団体の責任者と団体幹部は、団体管理を行う上で、会員の安全と生命を守る立場にあります。健康で安心できる活動環境を整える役割を担う諸君には、一般の塾生よりも強く危機管理意識が求められるため、役職者の履修を公認の条件と定めます。この授業は自身の身を守る助けとなるだけでなく、各人の責任ある判断と行動に寄与するものとなるため、役職者だけではなく、他の会員も履修することを推奨いたします。

テーマ一覧	
■「気品の泉源 智徳の模範」 看護医療学部 教授 山内 慶太 福澤研究センター 准教授 都倉 武之	■“ブラックバイト”の被害に遭わないために 一労働法から見たアルバイト労働 産業研究所 専任講師 林 健太郎
■成人になるということ ー18歳で出来ること・変わること 法学部 教授 丸山 絵美子	■大学生のメンタルヘルス ーストレスとうまくつきあうために 理工学部 教授 高山 緑
■飲酒の科学と急性エタノール中毒 保健管理センター 教授・医師 横山 裕一	■インターネットリテラシー 理工学部 情報工学科 准教授 金子 晋丈 法学部 教授 大屋雄裕
■薬物乱用と問題使用 保健管理センター 准教授・医師 西村 由貴	
■マインド・コントロール 立正大学 心理学部 教授 西田 公昭	■性暴力（セクシャル・ハラスメント） 加害者・被害者・傍観者にならないために 法学部 教授 太田 達也

* 履修の可否や条件については『履修案内』を確認のうえ、不明点があれば所属学部の学事担当窓口にお問い合わせください。授業内容・履修方法については三田学生部学生生活支援担当まで問い合わせてください。

8. その他

例年、卒業式後、新入生歓迎期、早慶戦前夜および当夜、三田祭期間中および夏季・春季休校期間中の合宿等において、一部の塾生がトラブル（騒ぎや器物破損等）を引き起こしています。また、飲酒に起因する事故も生じています。

不適切な行為におよぶ団体、個人には、大学として厳正に対処しますので十分留意してください。

(参考) 各種募集・行事のお知らせ

学生総合センターでは、【塾長賞】及び【小泉体育奨励賞】の候補者募集、【塾長杯ソフトボール大会】また、塾生限定企画などを運営しています。参考までにその概要を以下に記します。詳細は各キャンパスの学生生活担当へ問い合わせてください。

◎塾長賞

塾長賞は、学生の広範な活動のうち、正課の学業や体育活動とは別に、学術・芸術・社会活動・文化活動等の多様な分野において塾生の範となる優れた業績もしくはこれに準ずるものに与えられます。例年、募集開始は10月上旬頃、応募期限は翌年1月上旬頃となっています。日程等の詳細は塾生サイトや掲示板で周知します。

◎小泉体育奨励賞

小泉体育奨励賞は、人物が優秀かつ健康であり、スポーツを通じて義塾の名声を高めた体育会以外の団体または個人を表彰するものです。例年、募集開始は10月上旬頃、応募期限は11月中旬頃となっています。日程等の詳細は塾生サイトや掲示板で周知します。

◎学生総合センター企画

塾生同士や教職員との交流の幅を広げるために、学生総合センターは各種企画を用意しています。これまでは「スキー・スノボの集い」、「福澤諭吉先生ゆかりの地を旅する」などの企画を開催してきました。大学公式イベントですので、塾生サイト（学生生活「イベント」）や、各地区掲示板にて確認してみてください。

◎塾長杯ソフトボール大会

塾長杯ソフトボール大会は、塾生の体力増進や塾生間の交流を深めることなどを目的に開催されています。

大会は、全ての学部生・大学院生が対象の【全塾予選】と、学部予選や全塾予選を勝ち抜いたチームによる【本選】の2つに分かれます。例年、全塾予選は9月上旬頃、本選は12月上旬頃に開催しています。日程や参加チーム募集等の詳細は、以下のWebサイトでお知らせします。

【学生生活「イベント（全塾）」（塾生サイト）】

<https://www.students.keio.ac.jp/com/life/extracurricular/event.html>



Ⅱ. 課外活動上の留意事項

学生団体が学内外において活動するうえで、以下にあげる 1～14 の事項には特に留意してください。また、会員全員に周知徹底し、必ず順守するようにしてください。なお、前提として下記「団体の活動の考え方について」を必ず読み、団体としての自覚を持って活動してください。

1. 団体の活動の考え方について

団体の会員が複数名集まった活動や団体名を使用して行った活動は、団体の活動とみなされる場合があります。レクリエーションや懇親会などの団体の主たる目的に沿わない活動、団体の総意ではなく会員の一部分が行った活動であっても、団体の活動ではないという説明は通用しにくく、事故やトラブルがあった場合には団体に責任が問われることが多々あります。**学内諸規則や各種法令などに反する行為、あるいは学生団体として相応しくない行為などが認められた場合、大学として指導を行うほか、必要に応じて【解散】【活動停止】【公認の取り消し】などの措置を講じます。**外部から見たときにどのように映えるかを考え、団体の活動とみなされるか判断してください。

事故やトラブルを未然に防ぐため、会員ひとりひとりが団体の一員であることを自覚して活動するようにお願いします。

団体の活動とみなされる一例

- ・練習後に一部の会員が食事会をした。
- ・一部の会員が企画して複数名で旅行に行った。
- ・所属を団体名にして個人で大会に参加した。

※団体の活動に該当するか判断に迷う場合は、必ず事前に各キャンパス学生生活担当に問い合わせてください。

※団体の活動であっても、レクリエーションや懇親会などの団体の主たる目的に沿わない活動は学外行事届（P.12 参照）を提出する必要はありません。詳細は学生団体活動支援システムにある「学外行事届の申請手引き」をご確認ください。

2. 学内規則について

大学にはさまざまな規則があり、学生団体はこれらを遵守しなければなりません。学生団体に特に関係ある規則としては、次のようなものがあります。

1) 学部学則第 183 条

- ① 学生の組織する学術、教養、体育および各方面の団体中適当なものは、これを公認する。
- ② 公認団体の長は、専任の教授、准教授またはこれに準ずる者とする。

2) 学生の団体、集会および掲示等に関する規程

第 1 条 学内団体は、本塾の教育目的に添い、かつその実現に寄与する機能を具備するものであって学生生活・学問・文化および体育に関する学生の自治団体、教養団体および体育団体等をいう。

第 2 条 学生が学内において団体を組織するときは、所定の書式に必要事項を記入し、団体に関する規約、役員名簿各 2 通を添付して塾長宛に届出するものとする。

第 3 条 塾長は学内団体で特に本塾教育目的の実現に寄与するものと認めたものは、これを学内公認団体として便宜を与える。

第 4 条 学生および学内団体が学内もしくは学外において集会しようとするときは、所定の書式に必要事項を記入し、原則として 4 日前に届出て塾長の許可を受けなければならない。

第 5 条 学生および学内団体が学内もしくは学外において、署名運動、資金募集、投票、掲示、ビラ配布、物品販売等の行為をしようとするときは、その旨学生部長に届出てその指示を受けなければならない。

第 6 条 学内団体が第 1 条の趣旨にもとるとき、または学生部長の指示に違反したときは、塾長は公認取消、便宜供与の停止、団体の解散、掲示不許可その他適当な措置を命ずることができる。

* 上記以外にも、学内申し合わせや大学施設管理上のルールが設けられていますので、詳細は各キャンパス学生生活担当に問い合わせてください。

3. 会員以外との活動について

原則、**会員資格のない個人が活動に参加することを禁止**とします（会員資格については P. 3 を参照）。

ただし、以下に該当する場合は会員以外が活動に参加することを認めます。

- 慶應義塾大学の公認学生団体との活動【推奨】
- 他大学に所属し、公認、指導、監督を受けている団体との活動
- 上記以外の団体の場合、相手の団体に責任者が存在し、管理運営されている団体との活動（有事の際はそれぞれの団体が責任を持って対応できる体制があることが条件）
- 団体の OB や OG、または契約書を締結したプロや指導者との活動
- オリエンテーション期間の体験入部等で塾生が一時的に活動に参加する場合
- 主催者としてイベントや大会を開催し参加者を募る場合

※参加者を適切に管理し、事故等の無いように運営を行う場合に限る。

注：公認後に会員資格のない個人が活動に参加している等、団体がインカレであることが明らかになった場合、【解散】【公認取り消し】【活動停止】も含めた必要な措置を講じます。

上記に該当するか判断に迷う場合は、必ず事前に各キャンパス学生生活担当に問い合わせてください。万が一、会員以外が活動に参加し、事故により負傷等した場合、義塾が加入する「学生教育研究災害傷害保険」は適用されません（対象は塾生のみ）。

合同で活動する場合でも、義塾の公認学生団体はその都度「学外行事届」の提出等、必要な手続きを行うとともに、相手側の団体も所定の手続きを行い、万が一の際には保険が適用されるようにしてください。→ P. 13 参照

4. 不適正な行為への対処について

軽はずみな言動や無自覚な行動が犯罪につながることを認識がないまま、飲酒強要、薬物使用、性的行為、暴力、詐欺商法などの違法行為や公序良俗に反する行為に関わり、他者を傷つけ尊厳を冒す事案が発生しています。犯罪はもちろん、いかなる形であっても、人権を侵害し、生命・身体・財産を傷つける行為は、断じて許されません。

慶應義塾では、「協生環境推進憲章」を制定しています。塾生全員が、その憲章の精神を理解し協生社会を実現すべく行動することを期待します。学内諸規則や各種法令等に反する行為、あるいは学生団体として相応しくない行為等が認められた場合、大学として指導を行うほか、必要に応じて【解散】【公認の取り消し】【活動停止】などの措置を講じます。

また、不適切な行為に関わった**学生個人**ならびに、必要な指導・措置を怠った**学生責任者個人**の行為についても、所属学部に通告し、指導・処分を求めます。

(参考)

慶應義塾 協生環境推進憲章

慶應義塾は、創立者福澤諭吉が「天は人の上に人を造らず、人の下に人を造らずと云えり」と『学問のすゝめ』の冒頭で述べたように、一人ひとりの自由・平等・権利を尊ぶ精神の涵養を建学以来教育理念として掲げてきました。

また、福澤諭吉は「社会共存の道」とは、「人々自から権利を護り幸福を求むると同時に、他人の権利幸福を尊重して、苟（いやしく）も之（これ）を犯すことなく、以て自他の独立自尊を傷つけざるに在り。」と編纂された『修身要領』の中で述べ、さらには人と人の交わりである「人間交際（じんかんこうさい）」の実践を大切にしましたが、その実現は現在もなお途上にあり、いまだ多くの課題が存在しています。慶應義塾は、「協生」という理念の下、その解決に向けて、社中一致して取り組みます。

多様な価値観が並存する今日、年齢・性別・SOGI（性的指向・性自認）・障害・文化・国籍・人種・信条・ライフスタイルなど、様々な背景を有する人々が、誰一人として社会から孤立したり排除されたりすることなく、互いの尊厳を尊重し合う社会が実現されなくてはなりません。

慶應義塾は、「気品の泉源、智徳の模範」として「全社会の先導者」たらんとする創立以来の目的に沿って、多様な価値観を認め、自他の尊厳に等しく敬意を払い、協力し合う協生社会の実現を目指し、ここに慶應義塾 協生環境推進憲章を定めます。

憲章

- 1 自他の尊厳に等しく敬意を払い、互いの人格を尊重し、協力し合う協生社会の実現を目指します。
- 2 多様な価値観への理解を深め、自分らしく生きることへの共感と配慮を育む啓発活動を推進します。
- 3 社会的障壁を取り除くことに努め、個々の選択に応じた生き方を実現できる環境を整備します。

■協生環境推進憲章制定に寄せて（慶應義塾大学 HP）
<https://www.keio.ac.jp/ja/news/2019/9/20/27-63194/>



5. 飲酒について

近年、慶應義塾では**飲酒により塾生の命が失われる痛ましい事故が複数件ありました。**全国の大学で起こっている飲酒死亡事故の多くは、「イッキ飲み」などによる急性アルコール中毒がその原因です。

場を盛り上げるために集団で掛け声をかけて飲酒をあおる行為（いわゆる“コール”）や、それに応えるイッキ飲みなどの過度な飲酒は**大変危険**です。また、そうした飲み方をしていなくても、体調によっては危険につながることもあります。新歓コンパや合宿時など、サークルの懇親会で酒を伴う会合を行うにあたっては、以下の URL を参照して飲酒に関する正しい認識を持ってください。

また、言うまでもなく **20 歳未満の飲酒は違法**であり、することもさせることも許されません。慶應義塾は不適切かつ危険な飲酒行為に対し、断固たる態度で臨みます。



①【重要】飲酒に関する注意喚起（塾生サイト）

<https://www.students.keio.ac.jp/com/life/extracurricular/attention.html>



② 急性アルコール中毒予防について（保健管理センターWeb サイト）

<http://www.hcc.keio.ac.jp/ja/health/health/attention/alcohol.html>



6. 性加害行為について

性暴力やセクシャルハラスメントをはじめとする「性加害」は、その多くが刑事責任を問われる犯罪行為であることを改めて認識してください。場合によっては、民事上の責任も追及されます。性加害は、人間としての尊厳を根底から否定し、被害者に深刻な心の傷を残す行為です。かかる行為を行った者に対し、慶應義塾は断固たる措置で臨み、厳正な処分を行います。「悪ふざけだった」「このくらいなら大丈夫だと思った」「相手も同意していると思った」といった言い訳は、相手の人権を無視する意識に他なりません。

なお、近年増加かつ深刻化している本問題を受け、学生総合センターは新たに性犯罪を防止するための注意喚起動画を作成しました。動画は12のパートに分かれており、それぞれ1～2分程度の長さとなっています。動画は以下のboxから視聴できます。**塾生諸君は、本動画を必ず視聴し、問題の深刻さを理解してください。**

- 性犯罪 注意喚起動画

<https://keio.box.com/s/zrtswmymym2ocsvsnxopusa18v5rdlg>

（keio.jp 認証が必要です）

あわせて、このような性加害を見逃さない勇気を持ち、また性加害に巻き込まれることのないよう心掛け、万が一、性的な被害にあった場合は遠慮なく各キャンパス学生生活担当に相談してください。以下のPDFに学内・学外における相談先が記載されていますので、確認してください。

- [困ったときに 学内・学外相談窓口](#)

- 性犯罪になる性加害行為の代表例：強制性交等、準強制性交等、強制わいせつ、準強制わいせつ
淫行、痴漢、盗撮、リベンジポルノ、公然わいせつ、わいせつ物頒布陳列等、ストーカー行為等

7. 日吉駅付近等の公共の場での行動について

塾生が日吉駅付近等の公共の場で飲酒し、加えて大声で騒いだり、通行を妨げたり、構内や花壇を汚したり、駅利用者等と接触するトラブルが頻発しており、近隣住民の方々に迷惑をかけています。迷惑行為は日吉公園など駅周辺施設にも及んでいます。塾生はつねに「気品の泉源、智徳の模範」たるべきことを自覚し、以下の行為は決して行わないよう求めます。

- 駅構内や路上、公園等の公共の場所で、集団で飲酒の上長時間たむろし、通路、歩道、店舗入口前をふさぐ、大声で話し、騒ぎ、叫び、また、公共の施設や財産を汚し損壊すること
- 私有地など、立ち入り禁止区域への立ち入り
- 許可されていない場所でのダンス練習等の行為

8.（東京六大学野球）早慶戦前夜および当夜の行動について

東京六大学野球リーグ戦の最後を飾る早慶戦が春季は 5 月 27 日（土）～ 28 日（日）、秋季は 10 月 28 日（土）～ 29 日（日）に行われる見込みです。早慶戦は伝統ある全塾行事ですので、ぜひ観戦や応援をしてください。

しかし、銀座・渋谷・日比谷・明治神宮野球場周辺などで前夜および当夜のコンパに伴う事故がしばしば発生しています。特に、明治神宮野球場周辺における徹夜での場所取り、器物の破損、深夜におよぶ騒音など、塾生の行為が近隣住民の方々に多大な迷惑をかけているほか、塾生が酔った勢いで重傷を負う例も報告されています。警察をはじめ関係機関、近隣住民の方々からの抗議・苦情が大学に多く寄せられています。それらの行為により発生した損害については、当事者自身の責任において解決されなければなりません。

毎年、慶早戦支援委員会の学生が諸君の安全を図るため各所において警備を行っています。しかし、彼らも同じ塾生であり、その努力には自ずと限界があります。迷惑行為を厳に慎むことはもちろんですが、塾生相互においてもそのような事態の防止に努めてください。

これらの事情を考慮のうえ、気品ある塾生としての自覚を堅持するよう強く求めます。

9. 学園祭における注意事項について

学園祭（三田祭、四谷祭、矢上祭、七夕祭、芝共楽祭）への参加にあたっては、各実行委員会が定めたルールを遵守するとともに、近隣住民および地域商店街の方々への配慮に欠ける行為は厳に慎んでください。道幅に広がり大声で話しながらの歩行や、児童公園等公共の場所での宴会・ゴミの投棄は近隣住民の方々への多大な迷惑となります。出店に伴う釣銭用意を目的としたゲームセンター等での両替行為は、お店に対する営業妨害となり、法律で罰せられる可能性もあります。

10. 学生団体に対する出演依頼について

学生団体に対しイベントの出演依頼等があった場合、学生団体の活動として相応しい内容か精査し、契約を交わしてから出演することを推奨します。依頼主や主催者、イベント内容についてきちんと確認しないまま引き受け、トラブルとなるケースも少なくありません。

11. 学生団体による旅行の主催について

資格のない者が旅行を企画し、参加者を募集することは法律により規制されています。学生団体がこれを行うことは法に触れるだけでなく、学生団体の活動範囲を逸脱するものであり、事故等が生じた際の責任も大きいので、大学としてもこれを厳禁します。

観光だけでなく、フィールドワーク、ボランティア、社会貢献等を目的としたものであっても同様です。

12. 練習・合宿等の活動について

活動中はもとより、移動中や宿泊中など、学生団体として行動する際は常に会員と周囲の安全に配慮してください。会員ひとりひとりの心がけはもちろんのこと、特に学生責任者にはその責務があることを肝に銘じてください。

1) 音出しについて

音や声の出る活動（楽器練習、かけ声等）が、授業、試験および研究の妨げとならないよう厳に注意してください。指定された練習場所を使用している場合でも、音や声の出る活動をする場合は、窓、扉を開放しないでください。

また、近隣住民の生活の妨げになることもありますので、十分に注意してください。活動時間については、指定された時間を厳守してください。

2) 学外での行動に関する注意

大学付近・電車内・河川敷グラウンドへの往復時など、集団での移動に関して多数の抗議、苦情が大学に寄せられています。また、移動中だけでなく練習場所付近でのマナーの悪さなども指摘されています。なかには、「KEIO」等のロゴが入ったカバンやパーカーなどを身に着けながら、堂々と迷惑行為に及んでいるケースも見受けられます。

集団になった途端、気を大きくして傍若無人に振る舞うことは、およそ塾生として恥ずかしい行動です。各学生団体にあっては特に以下の点に留意し、迷惑行為は厳に慎むよう、会員全員が徹底してください。

- 歩道や通路に広がって歩かない、あるいは周囲の通行を妨げるようにたむろしない
- ラケットや大きなバッグを持つ際は、他人にぶつからないよう留意する
- 電車の扉付近に集団で滞留しない
- 特に電車内や、夜間の歩行中などは静粛を保つ
- 路上や練習場付近に、用具、器具等を放置しない（事故の原因となる）
- 活動中に出了ゴミは持ち帰る

* 実際に大学へ寄せられた苦情に基づく注意です。

3) SNS 上での発言に関する注意

軽率な発言によって、大きなトラブルにつながるケースが増えています。SNS 上の書き込みに対する苦情が大学に多数寄せられています。場合によっては違法行為となるケースもあります。一度発信した内容は完全に取り消すことはできませんので、自分の発言に十分責任を持ってください。

4) 公道上での集合・解散の禁止について（路上駐車禁止）

合宿等の際、キャンパス周辺の公道上にバスや自家用車を駐車して集合・解散するケースが見受けられます。「駐車禁止場所での駐車」は危険かつ法律に違反する行為であり、絶対にやめてください。また、駐車が禁止されていない場所でも、車両のアイドリングによる騒音や排気出発を待つ塾生による騒ぎ声やゴミの放置などについて、苦情が寄せられています。公道上では集合・解散をせず、民間の駐車場などを利用してください。

* たとえ駐車場内でも、周囲に迷惑をかける行為は厳に慎んでください。

5) 学外行事届について

公認学生団体が塾外で活動（日常練習含む）を行う場合、**学外行事届を事前に必ず提出しなければなりません**。危機管理上不可欠な届け出ですので、遵守するよう徹底してください。

申請方法	学生団体活動支援システムより申請 https://studentlife.gakuji.keio.ac.jp/ 
対象の団体	全ての公認学生団体
対象の活動	義塾敷地外で行う学生団体による全ての活動 *練習／合宿／試合／演奏／発表／公演／フィールドワーク／登山など全て
提出期限	システムに掲載されている『学外行事届の申請手引き』を参照
備考	● 提出には会長の承認が必要。会長の承認を含めて、提出期限前に提出すること。 ● 塾外での活動の度に提出すること。件数が多い場合は、一週間分や一ヶ月分など、まとめて一括での提出も可。 ● 登山に際しては詳細な計画書を添付すること。 ● 操作方法などについては、システムに掲載されている『操作マニュアル』を参照すること。

事前に届け出ることによって、初めてその活動は「学生団体の課外活動」となります。塾生は全員、義塾が保険料を負担し「学生教育研究災害傷害保険」に加入していますが、学外行事届が未提出の状態で事故により負傷等した場合、**保険金は支払われません**。

提出を怠った学生責任者に対し、ケガをした塾生本人やその保証人（保護者）等から、責任を追及される可能性もあり得ますので、十分留意してください。「届け出るべきことを知らなかった」との言い訳は通用しません。**適正な届け出を行わない団体には、厳正に対処します。**

13. 活動中の事故について

1) 事前の注意

事故が起これば訴訟問題となる可能性もあり、その場合、**会長や学生責任者の日常の指導と注意義務が問われることとなります**。事故を未然に防ぐよう、会長ともよく連絡をとり、以下の点に留意をしてください。

- ① 行事、試合、合宿等を企画するにあたっては、安全対策や無理のない計画かどうか等を十分に検討してください。
- ② 事故や体調不良者が出る等の問題が起きた場合を想定して、巻末のフローを参考に救急時の連絡先把握や救急対応を検討し、いかなる事態にも会員全員が対応できるように十分に準備をしてください。
- ③ 日頃から会員全員の健康状態に気を配り、AEDの使い方や体調不良者への応急処置等、基本的な知識を身につけるようにしてください。
- ④ 自動車や自転車を使用する場合は、安全運転を心掛けてください。近年、自転車による事故が増加しています。交通法規の順守、自転車の防犯登録、自転車損害賠償責任保険等の加入を徹底するようにしてください（東京都、神奈川県は自転車損害賠償責任保険等の加入の義務化を条例で定めています）。
- ⑤ 活動中の事故等により、会員が傷害や賠償責任を負うケースに備え、団体単位または個人単位で任意保険に加入することを強く推奨します。特にスポーツやダンス等を行う団体は、団体単位で**スポーツ傷害保険（賠償責任保険を含む）等へ加入することが望まれます**。事前に補償内容（適応対象となる行為や範囲等）をよく確認のうえ、加入手続をしてください。

2) 万が一事故や問題が起こってしまった場合の対応

巻末のフローに則り、救急対応や必要に応じて連絡を行い、速やかに会長へ報告をして指示を仰ぐとともに、**各キャンパス学生生活担当へ必ず連絡**をしてください。学生生活担当につながらない場合は、大学警備室（信濃町キャンパスは防災センター、芝共立は中央管理室）まで連絡をしてください。→ P. 19 参照

3) 「学生教育研究災害傷害保険」について

活動中の事故に起因する補償は、自己責任（任意保険への加入等）での対応が原則です。しかし義塾では塾生の教育研究活動中や通学中、および学校施設等相互間の移動中における不慮の傷害に対応する「学生教育研究災害傷害保険」（学研災）に加入しており、条件を満たせば所定の保険金が支払われます。課外活動の際には、以下の点に留意して手続きしてください。なお、賠償責任には対応していません。

- ① 学外における練習、集会、合宿、演奏会、旅行、試合、登山等の諸行事については提出期限までに**学外行事届**（P. 12 参照）を提出してください。提出されていない場合、保険の適用は受けられません。
- ② 事故が起きてしまった場合は、事故発生より 30 日以内に自身で保険会社へ事故通知をしなければなりません。事故通知の方法およびその後の手続きについては、「学生教育研究災害傷害保険のご案内」（学生生活担当窓口に備付）を参照してください。

また、任意加入の保証制度としては次のものがあります。

「塾生総合補償制度」	問合せ先：慶應学術事業会（慶應義塾関連会社）	03-3453-3846
「学生総合共済」	問合せ先：慶應義塾生活協同組合	045-563-8489

4) 再発防止のために

計画の見直しや安全対策の再検討を行い、同じことが起こらないように万全の注意を払ってください。事故の記録を残して会員全員で共有のうえ、代々必ず引き継いで、会員全員に周知してください。

5) その他

- ① 構内でのケガや急病等の場合、保健管理センターで応急処置が受けられます。

開室時間 平日 8：30～17：00（湘南藤沢は 9：00～17：30）

* 臨時で変更する場合があります。

* 土・日・祝日は閉室。ただし、授業がある土曜日は開室（矢上、芝共立、信濃町を除く）。

閉室の場合は大学警備室（信濃町は防災センター、芝共立は中央管理室）へ連絡してください。また、以下の「救急医療機関の案内」も参考にしてください。

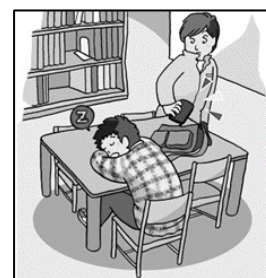
救急医療機関の案内（24 時間対応で時間外診療可能な医療機関を案内してくれます）

- 東京都内 東京消防庁救急相談センター※ #7119
- 横浜市内 横浜市救急相談センター※ #7119 または 045-232-7119
- 藤沢市内 ふじさわ安心ダイヤル 24 0120-26-0070

※ #7119 は「すぐに病院に行った方がよいか」や「救急車を呼ぶべきか」などについて、迷った時に電話してください。電話口で医師や看護師等の専門家が救急相談に応じます。

② 学内で盗難が頻発し、次のような事例が多数報告されています。貴重品や現金は常に身につけてください。

- メディアセンター（図書館）で席を離れた際に鞆から財布を盗まれた。
- 休み時間に荷物を放置していたら、財布または荷物ごと盗まれた。



また、塾生会館（日吉）や学生団体ルーム（三田）において、荷物の放置が目立ちます。各学生団体は貴重品に限らず、きちんと管理してください。

14. 定期健康診断の受診、感染症の予防について（保健管理センターからのお知らせ）

1) 定期健康診断の受診について

会員は日頃の練習・合宿等で他の会員と団体生活を共にする時間が長くなります。他の会員に迷惑をかけることのないよう、保健管理センターが毎年行っている定期健康診断を必ず受診し、自分自身の健康には万全の注意を払いながら活動してください。

また、対外試合の出場に際し健康診断書の提出が求められることがあります。保健管理センター実施の定期健康診断を受けていない場合、健康診断書は発行されません。スポーツ団体は、保健管理センターでの健康診断以外にも毎年会員の健康チェックを実施し、事故のないよう十分気を配ってください。

2) 感染症の予防について

◎集団生活と感染症

集団感染を回避しながら団体活動を継続するためには感染を持ち込まないように、それぞれが自覚を持って行動することが第一です。また、集団感染発生時はなるべく早い時点で把握することが重要になります。目安として同一団体でほぼ同時期（通常の潜伏期間から推測してインフルエンザの場合は 2、3 日以内）に 2 名以上の罹患者がみられた場合は集団感染が発生している可能性が高いと考えられ、感染拡大防止に向けて対応が必要です。

◎集団感染が疑われる場合には

ほぼ同時期（インフルエンザの場合は 2、3 日以内）に 2 名以上の感染症罹患者がみられた場合には

- 学生責任者は、早めに各地区保健管理センターに報告・相談し、今後の活動について助言をもらってください。
- 会員に、体調チェックを指示し、体調不良者は集団活動に出席させず、速やかに受診するよう指導してください。
- 感染者には、保健管理センターへ「感染症登校許可証明証」の提出を指示してください。

ダウンロード先：<http://www.hcc.keio.ac.jp/ja/infection/assets/files/student.pdf>

- 合宿所、学生寮、プール、練習場での集団感染については、管理人（管理会社等）にも速やかに報告してください。

* 学校感染症については保健管理センターWEB サイト（<http://www.hcc.keio.ac.jp/ja/infection/report.html>）

または、公益財団法人日本学校保健会ホームページ（<https://www.gakkohoken.jp/books/archives/211>）をご参照ください。

◎新型コロナウイルス感染症について

新型コロナウイルス感染症対策の基本方針については、塾生サイトにて最新の情報を確認してください。

■保健管理センターWEB サイト

<http://www.hcc.keio.ac.jp/ja/index.html>



Ⅲ. 学生団体の諸手続きについて

1. 学外での諸活動について（学外行事届、海外活動申請書の提出）

学外における練習、集会、合宿、演奏会、旅行、試合、登山等の諸活動については学外行事届（P. 12 参照）の提出が必要です。必ず事前に「学生団体活動支援システム」にて申請をしてください。活動中にケガ等を負った際の保険金請求要件になるほか、危機管理上、重要な届け出です。

なお、海外での行事等については「海外活動申請書」の提出が必要です。渡航 1 ヶ月前までに「学生団体活動支援システム」にて申請をしてください（国内の学外行事届とは別途必要）。

2. 学生責任者の交代について（学生責任者変更届の提出）

公認学生団体の学生責任者が交代する場合、事前にその旨を届け出なければなりません。定期での代替わり、任期途中での交代など、変更がある場合は必ず交代前に「学生団体活動支援システム」にて申請をしてください。交代の際は本冊子の内容を含めた引継ぎを必ず行ってください。

3. 会長の交代（代行）について（会長変更届の提出）

公認学生団体の会長が交代する場合、事前にその旨を届け出なければなりません。退職・転出など、変更がある場合は必ず交代前に「学生団体活動支援システム」にて申請をしてください。

なお、会長の留学等で日常的な指導、監督が困難な場合、6 ヶ月以内に限り「代行」を立てることが可能です。その際も、同様の手続きをとってください。会長の兼務は 3 団体までです。

* 体育会各部（所属団体含む）は体育会事務室で所定の手続きをとってください。

学生団体活動支援システムで可能な申請

- 学外行事届
- 海外活動申請書
- 学生責任者変更届
- 会長変更届

車両入構、各種届出書、借用書等のフォーマットをダウンロードすることが可能。申請方法は書類種別によって異なるため、該当書類に関する記載を確認の上、申請すること。

4. 教室使用について

キャンパス	使用時間・申請期間
三田	【使用時間】 平日・土曜 9:00～20:00 * 原則として日曜・祝日・義塾の定める休日・試験期間・授業期間外は使用不可 【申請期間】 使用希望日の2週間前から <u>2日前</u> まで
日吉	【使用時間】 詳細は https://www.students.keio.ac.jp/hy/life/facility/classroom.html にて確認 【申請期間】 使用希望日の2日前まで
信濃町	【使用時間】 詳細は信濃町学生課 学生生活担当窓口にて確認 【申請期間】 使用希望日の1ヵ月前から <u>当日</u> まで
矢上	【使用時間】 平日・土曜 9:00～20:00 * 原則として授業期間外使用不可 【申請期間】 使用希望日の1ヶ月前から <u>5日前</u> まで
湘南藤沢	【使用時間】 詳細は https://www.students.keio.ac.jp/sfc/life/facility/ にて確認 【申請期間】 使用希望日の14日前から <u>2日前</u> まで
芝共立	【使用時間】 詳細は芝共立学生課 学生生活担当に確認 【申請期間】 使用希望日の前月から <u>4日前</u> まで

◎教室使用・教室使用中における諸注意（詳細は各学部の履修案内を参照してください）

- 【申請期間】における「2日前」や「4日前」の記述は、土・日・祝日、義塾が定めた休日・一斉休暇を除きます。これを踏まえずに申請してくるケースが目立ちますが、これらについては一切受け付けません。
- 教室使用申請が増える学期始めや学園祭前などは、早めに申し込んでください。ただし、学期始めについては申請期間内であっても、正課の時間割が確定していない場合は申請を受け付けません。
- 申請時、もしくは後日発行される「許可証」・「申請者控え」等は必ず受け取り、教室を使用する際携行してください。
- 認められた使用時間を守り、次の授業や、次に使用する団体に迷惑をかけないように、清掃ならびに机等の原状回復を行ってください。
- 申請書の書き方等、手続きについて団体内で引き継ぎを行ってください。
- 信濃町キャンパス内の施設利用は、信濃町キャンパス所属の学生団体のみ利用可能です。

5. 「日吉塾生会館」等諸施設の使用について

塾生会館運営委員会管轄の諸施設の使用のルールについては、冊子『塾生会館への案内』を参照してください。『塾生会館への案内』は塾生会館受付にあります。

その他の施設としては藤山記念館大会議室があります。こちらの使用については <https://www.students.keio.ac.jp/hy/life/facility/classroom.html> にて確認してください。

6. 食堂ホールの利用について

—三田キャンパス—

〔山食、生協食堂、ザ・カフェテリア〕

- ① 学生部の教室担当にて、希望日時の空き状況を確認。
- ② 空きがあれば「学生食堂使用願」を教室担当に提出（この時点では予約未成立）。
- ③ 利用日の 2 週間前までに食堂の事業者へ直接連絡し、会場確保と料飲発注（予約成立）。

* 日曜・休日は利用不可。キャンセル等の変更が生じた際は教室担当へ報告すること。

—日吉キャンパス—

〔食堂棟 1 階・2 階、第 6 校舎グリーنزテラス〕

- ① 食堂に問い合わせ、仮予約を取る。
- ② 日吉学生部 学生生活担当に「学生食堂団体会食利用許可願」を提出する。

—矢上キャンパス—

〔生協食堂〕

生協食堂で予約をしたうえ、学生課学生生活担当窓口で施設利用の手続きをすること。具体的な活動内容については生協食堂と相談すること。キャンセルや、日付の変更があった場合は速やかに学生課学生生活担当まで連絡。

〔学生コミュニケーションルーム（創想館（14 棟）1 階）〕 使用時間 16：30～20：00

学生課学生生活担当で予約し、施設利用の手続きをすること。利用には教員の同席が必要。キャンセル等の変更があった場合は速やかに学生課学生生活担当まで連絡。

—湘南藤沢キャンパス—

〔学生食堂（Σ 館地下 1 階）〕

事務室学生生活担当へ相談のこと。具体的な準備や料理等の相談は事前に直接食堂に問い合わせてください。

—芝共立キャンパス—

〔学生ホール（食堂）〕

詳細は学生課学生生活担当に問い合わせてください。

7. 学生団体ルーム（部室）の使用について

各キャンパス学生生活担当に問い合わせてください。

8. 体育施設について

—湘南藤沢キャンパス—

〔グラウンド、館（体育館）、テニスコート等〕

SFC の公認団体は事務室学生生活担当に問い合わせてください。

9. キャンパスへの車両入構について

塾生の車両入構は禁止されていますが、公認団体の活動で機材・資料の搬出入などに車両を使用せざるを得ない場合に限り、入構を認めています。各キャンパス担当窓口またはメールにて所定用紙を受け取り、入構 4 日前（土・日・祝日、義塾が定める休日を除く。湘南藤沢キャンパスは 1 日前、矢上キャンパスは 3 日前）までに申し込み、許可を得てください。その際、車種・車体の色・ナンバーを記入することが必要です。

日吉キャンパスは、「学生団体活動支援システム」から申請方法・注意事項等を確認のうえ、2 日前（土・日・祝日、義塾が定める休日を除く。）までに Web 申請を行い、許可を得てください。

10. 掲示物の掲出、印刷物配布等について

事前に各キャンパス学生生活担当に問い合わせてください。無断実施は一切認められません。

11. 学生団体宛郵便物の取り扱いについて

三田、日吉（塾生会館）、信濃町、矢上、湘南藤沢の各キャンパス学生生活担当では、公認学生団体用のメールボックスを設置しています。各団体の担当者は、定期的に投函物を回収してください。なお、芝共立キャンパスのメールボックスは、中央管理室（3 号館 1 階）に設置しています。宅配便等の荷物の取り扱いについては、各キャンパス学生生活担当に問い合わせてください。

12. 各種証明書の発行について

学生生活担当では、公認学生団体の希望により以下の証明書を発行・交付しています。学外のスポーツ・文教施設で利用料金割引や利用税の非課税措置を受ける場合、金融機関に団体の口座を開設する場合など、大学による証明が必要な際は窓口へ相談してください。

証明書	内容
公認学生団体証明書	義塾の公認学生団体であることを証明する書類。 「団体の身分証明書」に当たる。
ゴルフ場利用に関する証明書	ゴルフ場でのプレーを学校の教育活動として証明する書類。ゴルフ場に提出することで、ゴルフ場利用税（地方税）が非課税となる。交付対象はゴルフ部／ゴルフサークルのみ。 地方税法の規定により、非課税となるのは正会員（学部生） 準会員（大学院生・通信教育課程生）、引率の教員（塾外者 不可）に限られ、特別会員（塾員）は対象外。

上記はあくまでも「私文書」です。特に「公認学生団体証明書」の有効性は、受け取った側が判断するものですので、留意してください。

また、「ゴルフ場利用に関する証明書」は都道府県所定の書式で提出すべき場合があります。その際は当該書式を窓口を持参してください。

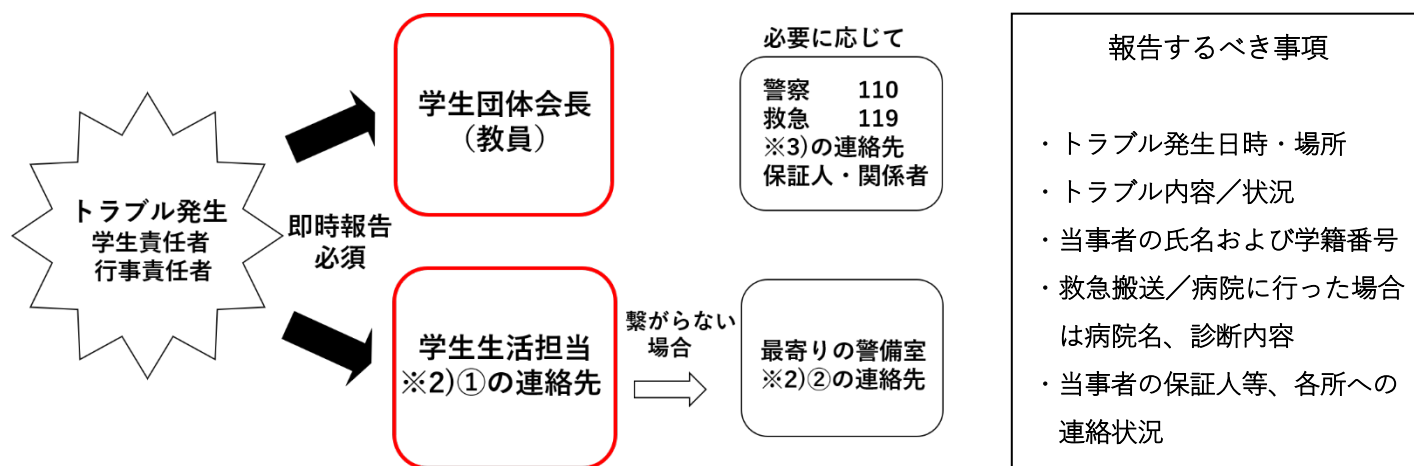
警告：署名及び印章の偽造について

署名・印章の偽造及び、偽造された書類の行使は犯罪です。「私文書偽造等」・「偽造私文書等行使」・「詐欺」などの罪に問われる行為であり、法的にも道義的にも許されません。2014 年、当該行為を行った塾生個人および団体に対し、厳しい処分を科しました。同様の行為が確認された場合、今後も厳正に対処します。諸君には、慶應義塾生として自覚ある行動を求めます。

学生団体 トラブル発生時の対応および連絡について

1) トラブル発生時 対応フロー

万が一事故等が発生した場合は、以下フローに従い**会長に速やかに報告して指示を仰ぐとともに、活動拠点を置いているキャンパスの学生生活担当まで必ず連絡してください**。学生生活担当に繋がらない場合は、**最寄りの大学警備室（信濃町は防災センター、芝共立は中央管理室）まで、連絡してください**。連絡の際は、**下記「報告すべき事項」**を参考に報告を行ってください。



2) 各キャンパス担当窓口（学生生活担当）・警備室

キャンパス	部署名（場所）	① 連絡先（TEL）	② 警備室（TEL）
三田	学生部 学生生活支援グループ （南校舎地下1階）	03-5427-1568	03-5427-1699
日吉	日吉学生部 学生生活担当 （独立館1階）	045-566-1025	045-563-1115
信濃町	学生課 学生生活担当 （孝養舎1階）	03-5363-3665	03-5315-4649 （防災センター）
矢上	学生課 学生生活担当 （25棟1階）	045-566-1466	045-566-1474
湘南藤沢	事務室 学生生活担当（SL） （A（アルファ）館1階）	0466-49-3408	0466-47-5114 0466-49-6201（看護医療）
芝共立	学生課 学生生活担当 （1号館1階）	03-5400-2683	03-3434-6241 （中央管理室）

3) 救急医療機関の案内

地域	名称	連絡先（TEL）
東京都内	救急相談センター※	#7119 携帯電話、PHS、プッシュ回線対応 または 23区内：03-3212-2323 多摩地区：042-521-2323
横浜市内	横浜市救急相談センター	#7119 または 045-232-7119
藤沢市内	ふじさわ安心ダイヤル 24	0120-26-0070

※#7119は救急車を呼ぶべきか判断に迷った時、24時間年中無休で医師・看護師・救急隊経験者等の医療相談チームが救急相談・医療機関案内をしています。対象エリアについては、[こちら](#)をご覧ください。